

妊婦健康診査で実施する標準的な審査項目について

平成25年3月22日 雇児母発0309第1号（一部改正）

「妊婦健康診査の実施について」

都道府県・政令市・特別区母子保健主管部（局）長宛

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知 抜粋

1 （略）

2 妊婦健康診査の内容等について

（略）

（1）～（3） （略）

（4）各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目以外の各種の医学的検査について、標準的な検査項目を以下に例示するので、市町村における公費負担の対象となる検査項目の設定にあたって参酌されたい。

（医学的検査の例）

①血液検査

- ・妊娠初期に1回、
血液型（ABO血液型・Rh血液型、不規則抗体）、
血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、
梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体の検査を実施。
- ・妊娠24週から35週までの間に1回、
血算、血糖の検査を実施。
- ・妊娠36週以降に1回、
血算の検査を実施。
- ・妊娠30週頃までにHTLV-1抗体検査を実施。

②子宮頸がん検診（細胞診）

妊娠初期に1回実施。

③超音波検査

妊娠23週までの間に2回

妊娠24週から35週までの間に1回、

36週以降に1回実施。

④B群溶血性レンサ球菌（GBS）

妊娠24週から35週までの間に1回実施。

⑤性器クラミジア

妊娠30週頃までに1回実施。

3 （略）